

契約約款の一部改正について

平成28年3月8日付け財務省告示第58号により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づく遅延利息の率が、年2.9%から年2.8%に改正されたことに伴い、真岡市建設工事請負契約書及び建設関連業務委託契約書の一部を下記のとおり改正しました。

平成28年4月1日以降から適用されます。

【改正内容】

○真岡市建設工事請負契約書 約款

第35条第8項、第46条第2項、同第3項、第51条第3項、第54条第1項及び第3項中の「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改めます。

○真岡市（建設関連）業務委託契約書 約款

第35条第6項、第42条第2項、同第3項、第47条第1項、同第2項、第50条第1項及び同第3項中の「年2.9パーセント」を「年2.8パーセント」に改めます。